

令和3年度 第3回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会

日時：令和3年12月22日

開会 午前10時00分

○スポーツ振興課長補佐 おはようございます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会の開催をするに当たりまして、傍聴者がおられますので入ってもらってもよろしいでしょうか。

定刻となりましたので、ただいまから第3回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を開催させていただきます。本日は公私とも御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきますスポーツ振興課長補佐の坪水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、岡田委員が御都合により欠席されております。黒川委員さんが少し遅れるということで聞いております。

会議に先立ちまして、事前に配付させていただいた資料の確認をお願いいたします。

本日の会議次第と、資料として、資料1、広陵町体育施設の利用状況について。資料2、広陵町体育施設の使用料金（案）について。最後に参考資料となります。

また、本日欠席されておられます岡田委員から、事前に意見書を御提出いただいております。皆様の机前にお配りしております。

資料の過不足等はございませんでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿いまして、進めさせていただきます。

会議に先立ちまして、辰巳委員長から御挨拶をいただきます。

○委員長 今日よろしくお願いいたします。

大学のほう、13回ぐらい授業して、去年はほとんどできなかったんです。で、オンデマンドで、ほとんどできないからオンデマンドですね。このような形で、対面で学生たちと向き合うことがどれだけいいことかと。で、会議も全てオンデマンドでや

ってることが昨年ありましたので、今回は、今期は半分ぐらいですか。対面でやるような感じで。やっぱり実際に顔合わせてやらないと分からへんこともありまして、分からへん適当な・・・思いますけど、よろしくをお願いします。

○スポーツ振興課長補佐　　ありがとうございました。

　　続きまして、植村教育長が御挨拶を申し上げます。

○教育長　　皆様、改めましておはようございます。

　　年の瀬っていうか、あと10日で年が変わる時期に、こういう忙しい中で委員の皆様に参加していただいて、ほんとにありがとうございます。

　　今日も3回目というふうになりますけども、特に前回のほうでもいろいろ・・・ありました中で、ある程度使用料のほうは決めていかなきゃならない時期にきてるのかなという思いを持っています。いろんな委員さんのほうから御意見をいただいた中で、特にこの事前にもうお配りをしていて、いただいております会議資料、目を通していただいていたと思います。そういう中で、どの使用料が一番妥当なのか。その辺もちょっと決めていただけたらありがたいなというふうに思っておりますので、・・・どうかよろしくお願ひしたいと思います。

　　今日はほんとに限られた時間の中で、またよろしくお願ひしたいと思います。

　　以上でございます。

○スポーツ振興課長補佐　　ありがとうございました。

　　それでは、以後の議事進行は、当検討委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が議長となるため、委員長にお願いいたします。

　　委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長　　それでは、よろしくお願ひいたします。

　　今から・・・ながら議事を進めていきたいと思っています。どうか御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

　　まず議事の第1章、体育施設の利用状況について。事務局のほうから説明をしても

らいます。よろしく申し上げます。

○事務局　それでは広陵町体育施設の利用状況について、説明させていただきます。前回の補足説明ということで、前回適をつけましたスポーツ協会が認定しているクラブについて、優先している使用、どういう団体であるかということをもとめさせていただいたその実態について、説明させていただきます。

資料、利用状況について、の1ページ目をめくっていただきたいと思います。これが体育施設使用台帳といまして、この台帳を基に、本来であれば先着順に利用者が埋まっていくという状況でありますけれども、実際のところ、このように前もって優先のクラブが入っておりまして、一般の方が使われるということになりますと、これ以外の空いてる時間に利用していただくという条件をつけております。

簡単に説明させていただきますと、黄色でなっているところが、スポーツ協会の登録されているクラブになります。

青色、これが総合型地域スポーツクラブの青色になります。

それから黄緑色、これがスポーツ協会から移行したクラブということでございます。

10年ほど前に、広陵町スポーツ教室というのがございまして、その団体、備考ということで、継続して使っていただくということで、優先で無料にさせていただいているということでもあります。

それから黒字になっているところ、これが何らかの理由で優先させていただいているクラブということになっております。

卓球選手に関して、・・・については、これも黒字になっているんですけども、これは優先というわけではなく、こちらの事務の簡略ということで、あらかじめ押さえさせていただいているだけなので、これは優先ではございません。

で、次2ページ目をめくっていただきたいと思います。どういう団体があるかということなんですけれども、スポーツ協会の中には、前回の会議でも説明させていただきましたけれども、16の部がございまして。その中で、定期的に活動されておられる

体育館を定期的に使っておられる方、団体は7クラブございます。ソフトテニス部、卓球部、バレー部、スポーツ少年団部、バスケットボール部、少林寺拳法部、バドミントン部、この7つクラブがありまして、それぞれに登録されている団体、クラブがございます。

ソフトテニスでは2クラブ、卓球では1クラブ、バレーボールで5クラブ、スポーツ少年団で5クラブ、バスケットボールで1クラブ、少林寺で1クラブ、バドミントンが9クラブというふうになっております。

活動時間とか内容については、3ページ以降になっております。

そして、どうしたらこのスポーツ協会に登録してもらえるのかということですが、ここが前回も指摘されましたけれども、曖昧なところでございまして、まず条件としては、スポーツ協会が主催する大会については、参加協力をするのが条件ということになりますけれども、協力しないからといってペナルティとか、登録から外れるといった状況ではございません。一旦登録されれば、外れることなく、そのため新しいクラブがなかなか入れないという状況が続いているというところがございます。

スポーツ協会がどういう団体ということも御指摘ありましたけれども、まず目的としましては、町民の健康づくりやスポーツの楽しさを広げて、地域振興に・・・して、努力するというような目的がありまして、町が支援・助成する団体となっております。

なぜこう優先・減免にしているかということなんですけれども、広陵町の体育館管理運営規則にもございますけれども、本町または委員会、もしくはスポーツ協会が主催する行事のために使用するときは減免とするということを謳っております。本来であれば、年間行事のみを減免扱いにするのが、ということなんですけれども、過大解釈をしております、日頃の、日常の活動においても減免しているというような状況だと思っています。

この状況が、広陵町特別なのかと言いますと、ほかの、よく今資料にありましたが、8団体、近隣の自治体に一度問い合わせさせていただきましたと、4つの自治体が年間

予約があり、使用料も無料という状況もあります。1つは、使用料半額というのもありました。それから年間予約はないんですけれども、一般利用の方よりも15日間早く申請ができるという自治体もございました。で、日頃の活動は減免はないんですけれども、全国大会に行かれたときの練習とか、そういうのには減免をしているという自治体もございました。

ですので、体育協会、何らかの優先は、どこの自治体も行っているという状況でございます。

事務局といたしましては、この優先の基準、これが曖昧なところもございましたので、何らかの基準を作りたいと考えております。

まず広陵町スポーツ協会、総合型スポーツクラブに属しているクラブであること、かつ地域住民が自由に参加できるような団体・クラブであるということが条件。またまあ同じことなんですけど、町とスポーツ協会が主催する、共催するようなイベントには積極的に参加するというようなクラブ。

また活動の中で、5人、10人ぐらいの人数のクラブであれば、統合して20人、30人というようなクラブにして、施設を有効化していただけるよう、方策をとっていただくクラブ、こういった条件を作って、できるだけほかの一般の方にも参加していただけるような前提にさしていただきたいと思っております。

また年間予約もあり、無料で、無償で貸しているクラブについては、今後全部白紙ということは難しいんです。年間予約だけは残さしていただいて、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブについては、今のところ無料で貸し出ししているんですけれども、これを有料にするという案を持っておりまして、先ほど説明させてもらったスポーツ教室から移行された団体については、それはもう年間予約を外す。それからまた有料ということにさしていただいて、理由が分からず台帳に黒字に書かれている団体、これはもう全て一般と同じような扱いにさしていただくということで、考えております。

この案には、一応スポーツ協会とも協議をしないといけないということで、今この資料にはつけさせてもらっておりませんが、事務局としてはそういう案を持っているということで、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○委員長 ありがとうございます。結構たくさんいろいろ話ありました。どこまで攻めていけるのかっていうのがありますねんけども、ここまでのところで質問等ございますでしょうか。

○男性委員 この予定表見てまして、2ページ目ですね。体育館の施設使用行事。今もバドミントンされてる方々さん、今日来られてるんで、どういうふうに予約されてるんですか。どこの体育館を使っておられる。例えば・・・やったり。

○田中委員 私どもでしたら、中央体育館の、火金の夜間。

○男性委員 火金の夜間。

○田中委員 午後から夜間にかけてが枠になってるんですかね。

○男性委員 火曜日と金曜日の夜間。でも金曜日は。

○田中委員 金曜日は、火曜日に関しても、夜間・・・地元の方は地元として借りられてるのは、多分・・・っていう実業団の方たちだと思われるんですけども、その方たちが半面だけ・・・

○男性委員 半面だけ。

○田中委員 はい。空いてる半面のほうを使われるという形で・・・

○男性委員 金曜日はカキミが使われてるから方々さん・・・

○田中委員 はい。なんですけれども、ほぼバレーボールが半面とれるんですけども、バレーボールは。バドミントンは、バレーボールが2面使われるともうコートが逆に足りない状況ですので、このバレーボールの方たちが使われる前までで切り上げて、私どもは小学生が夕方5時9時で使わせていただいて、その後東体に中学生、そこから中学生・・・体育館、東体の夜間で使わせていただいています。統合型の東体

たどっていただくと、・・・しまして、入ってるあとに中学生はさせていただいてます。

火曜日は、そのまま小学生がやり終わった後に、今度入れ替わって中学生が続きでそのまま照明も使わせていただいているんですけども、やってるメンバーは小学生と中学生が別々ですので、金曜日に関しては、小学生は中央体育館、中学生は場所がそのまま使えないので、空いている東体に移動しています。

○男性委員　大きな不自由は別にないんですか。

○田中委員　できれば同じ場所で、小学生だと…

○男性委員　要するに中央体育館がバレーボールを、8時から10時、もう使ってはったら、2面使ってはったら張れないので、必死でバミントンは・・・そういうことですか。

○田中委員　そうです、そうです、そうです。なかなかこの、斜線黄色で入られる方はもう・・・10年以上、下手したら20年以上前から活動されているチームでされるので、私ども、できたのが10年ほど前の・・・ですので、空いているところで活動を始めておりますので、こういった・・・

○男性委員　分かりました。ありがとうございます。

それと今事務局のほうから、何か文章にないこと聞かな、話されたんですけど、ちょっとびっくりしたんですけど。利用料金の話がちょっとメインできてますけど、今事務局話して・・・中には、利用料金の減免のあり方と、もう1つは使用方法ですね。1年間予約とか。そういうことも話しされたんですけど、この諮問委員会は、検討委員会は、使用の仕方・予約の仕方とか、それについても当然検討テーマとして与えられているということで、認識でいいんですか。

○事務局　いろんな皆様から御意見をいただくということで理解しております。

○男性委員　御意見いただくって、検討委員会としたら・・・。検討委員会としたらその形で・・・委員長が代表して、対象になると思うんですけど、じゃなかったら

助成なりしてないし、それをその中には、クラブのあり方も含めてね、使用ルールの全般についての諮問としてもいいんですが、テーマとして含まれてるんですかっていう質問なんです。

○事務局　この適正委員会が、設置要綱の中で、所掌事務第2条という位置づけでございます。委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする、という中で、まず第1番目に、体育施設使用料の額に関すること。で、2といたしまして、体育施設使用料の減免及び免除に関することという規定がございます。

例文としては、この2点なんですけども、当然利用について、町内町外をどうするのかと。利用料等ともリンクしてまいります。今課長申し上げましたように、その部分につきましては、御意見をいただくというところで、御承認をお願いできればと考えてございます。

で、今ちょっと発言の機会をいただきましたので、今の案件の中の、こんなのその他のところかと思えますけれども、いろいろと今御意見をいただく中で、一般利用との格差とかそういうふうなものの御指摘をいただいております。

で、私当初、3月議会に利用料の条例の改定をというようなところでお話をさせていただきましたけれども、ちょっとタイトな期間の中で、言葉悪いですけど、ちょっとこれしんどいように思います。で、十分急ぎ過ぎますと、いろいろといいことはいと思いますので、やはりスポーツ協会、今もありましたように、いろんな団体のところまで、全て承認をいただきたいというふうに考えてございます。パブリックコメント的なものもやっぱりしていかなければならないと思いますので、3月議会というのは少し見送ってもいいのかなというふうに考えてございます。

そのようなところで、様々な意見あろうかと思えますけども、いわゆる熟慮というところで、調整をしていきたいと考えてございます。いつの時期になるのかというのは、定例の議会はあと6月議会、9月議会、12月議会とございますけれども、できるだけ早い時期、全てが大体事前に皆整ったという段階でいいのかなというふうに考

えてございますので、その辺のところ、ちょっと冒頭の方針について、3月議会と申し上げておりましたけれども、少し急ぎ過ぎては駄目だという事務局の認識でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○女性委員 今回の急ぎ過ぎてはいけないというのは、例えばスポーツ協会だったりとかってところの団体からの、・・・に分けた場合についてということに対応するための経過処置ですか。

○委員長 何をするため。

○女性委員 この熟慮するっていうのはね、私これさっき見さしていただいて、資料見て。何かこの状況やったんやっていうのは、もう決していい状況ではないですよ。その状況を、まだずるずる延ばすんですかっていうようにしたいのは聞こえてないです。正直熟慮するって言われても、じゃあこの人たち、ずっとまだしばらく、この何がどうしてこういうメリットで、体育館を使用できてるのか分からない状況は、このまま続けてっていうことになるのかっていう、そのこのとこを今、使用料とは関係ないのかもしれないんですけど、まずこの状況ってどうなんっていうところからは、ちょっとこのデータを見させて、・・・だけになってしまった状況で、ちょっともう少し期間延ばして考えますっていうふうに言われても、そこは期間を延ばすべきじゃないんじゃないかなって思ひます。

○事務局 委員長、すみません。

そういった御意見も、そういう考え方も分かります。3月議会に上程したとしても、すぐに、仮に4月の1日から適用すると、施行を4月1日からというようなところはちょっと考えてございませんでした。やっぱり段階的にと言ひますか、そういう周知期間が必要ですので、3月議会に上程をしたとして、一定期間、9月からそれを適用するとか、そういうふうな予定をしておりました。

ただ今のこの利用形態がよろしくないというのか、非常に不公平感があるというのは、もうそのとおりでございます。で、今私ずるずると何となく延ばすというような意味合いで申し上げたつもりはございません。3月議会が、議会のいろんな日程的なこともありますので、そういうことも含めて次の議会、できるだけ早くということであれば、次の議会は6月議会になります。で、そこまでに、パブリックコメントとかも皆全部実施しておれば、言うてるように施行の事実は同じように9月からというふうなところで、そろえることもできると思います。決してスポーツ協会の今の現状のところに配慮するという意味合いではございません。合意をしてやっていくというのは当たり前ですけれども、今までの利用の形態から言うて、やはり安価である。もしくは負担のないところから負担をいただくわけですので、十分なそういう合意が必要だというような意味合いから、申し上げたところでございます。

以上でございます。

○委員長　　つまりこういうことですかね。もともとの議題を、最初の当初は、料金のことについてもう少し早い形でやっていくということではないんですね。前回のところで、そこで轍を踏んだという。それで1回目は少なくとも増えてきてます。内容自体がですね。だから3月に間に合うかどうかって、そういうことですか。

○事務局　　そういうことです。はい。

○委員長　　で、どうも物理的にいえば、次の議会はどうですかというふうなことなんですね。

で、私から広いところで聞かせていただきたいんですけれども、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブとの関係性といいますかね。どういうふうな形でやってるのかということで、一番気になるところです。

ってというのは、スポーツ協会に補助400万っていうのがあるんです。それはどういうふうな形でやって、あとまたこの今日示された十何、緑のところです。それとはこれ全然違うんですかね。相当また違うわけですよ。関係と、あと補助金の対象

としてどういうふうな扱いなのか、ちょっと気になりますね。

○事務局　スポーツ協会の活動ですけれども、まず年間いろんなクラブが主となって、大会、ソフトボール大会、バレーボール大会、そういった大会を春にやれば、総合体育大会、夏と秋に周期大会という大会をされておられます。それ以外にも部ごとにソフトボール、少年ソフトボール大会とか、一般のバレーボール大会、そういうのもいろいろ大会をされてます。その運営費が、補助金の対象になります。また文民体育大会、県民体育大会に出場される方の派遣費、弁当代になるんですけれども、そういうところにも使われています。

総合型スポーツクラブですけれども、これは主に今活動されてるのは子供が対象にされておられまして、サッカーであるとか、バスケットボールであるとか、フットサルであるとか、そういう活動をされておられるクラブになります。

○委員長　スポーツ協会っていうのがあって、そことの連携をしながら事業を進めていらっしゃるんです、どうですか。

○男性委員　本来はそうあるべきだと思うんですけど、体育協会というのと総合型スポーツクラブっていうのは、そちらの考えは補助金で、こううまいこと運営されると。体育協会のほう。私らは受益者負担で、・・・子供たちから会費をいただいて、それで運営をしているので、ちょっとお金のことになってくると若干違うかなと思うんですが。そこを細かく・・・あったほうがってなって、受益者負担でもやっていったほうがっていう流れの中で・・・今、徐々にそっちに向かっていきたいなど、私は思っているんですが。

○事務局　すみません。まず総合型地域スポーツクラブのことは、私も立ち上げにずっと関わった状況がございます。現在は名前としては、広陵ステーションプラスリンククラブというふうに名前がありますけれども、これはいわゆる前にも一番最初の挨拶をさしてもらったときに話しさしてもらったんですけど、2000年にこれ国のほうのスポーツ振興基本計画があって、その中で地域のところに当初は、いわゆる学校の

校区に1つぐらいの、いわゆる地域総合型地域スポーツクラブというのを置いて、スポーツ振興を進めようと、こういう国の施策でしたので、そういったことの中で、まずは広陵町のほうもそれずっとなかったもので、何とかこれ立ち上げていかんやらんと。

そのいわゆる総合型地域スポーツクラブというのは、先ほど外カ委員が言っていたように、いわゆる受益者負担が大原則ということで、まずは参加される方から会費をもらって、自主運営をしていこうということで、スポーツ協会というのは基本的にはこれまでの状況の中で、体育協会という形で町の補助金等で運営をされてる状況なんですけども、総合型地域スポーツクラブってというのは、自分たちでいわゆる会費を集めて、その中で自主的にやる。で、クラブマネージャーとかいう形の方がおられて、その中でやっていくっていうのがものなんですね。

それで当初は、いわゆる体育協会、当時は体育協会とその総合型地域スポーツクラブ、できるだけそこは何とか連携をとりながら進めていこうというような形で、さしてもらった経緯がございます。で、そういう中で、やはり先ほど言いましたように、総合型地域スポーツクラブってというのは受益者負担が大原則ですので、なかなかその辺がね、今まで実際は本来は、大人の方々も全部入っていただいて、っていうことはいわゆる老若男女全てがそういったクラブの中で進めていくのが、スポーツを振興していくのが本来なんですけど、なかなかそれがうまく進まなくて、今現在はほぼ子供たちが中心になって、活動をしていただいているというような感じなんです。

はい、すみません。ちょっと補足させていただきます。

○委員長 国内の現状としましてね、今学校の体育からどういうふうになんか図るかとか、そういうの多分リンクするのかなと、何かしらで。今いろんな競技団体が、クラブチームというのを・・・した形のスポーツ振興ができないかというのは、長らく考えてきたと思うんですね。で、私も今考えたら、30年前ぐらいですか。そういうふうな総合型地域スポーツクラブを普及させていったっていうのは、先ほどおっし

やったような基本計画というものがあって、大分こう広がりを見せてたんですね。今多分その中でいろんな区が、いろんなどこで動いてますね。・・・うちらもこれ同じやと思うんですけども。で、総合型地クラブっていうのは法人化されてるんですか。そうじゃないんですか。

○事務局　　してないです。

○委員長　　ということは、でも基本的には利益生まない形の・・・クラブとして要録して、それで活動されてる。いわゆるそういうような法人・・・に近いっちゃ近いですね。

○事務局　　それは・・・提案して・・・言える。

○委員長　　なるほど。

○事務局　　実際には・・・法人化の・・・その話・・・

○委員長　　補助の状況であるとか、どういうお金を集めて・・・還元さしてもらおう・・・資料見ながら考えて、いろいろ定まってくるかなと思いますので、ちょっと現状のところを確認したいということです。

あと、スポーツ教室から移行したクラブっていうのは、これは独自で、協会で作ってるんじゃないかと、自分たちで内容見ても、協議会とかいうような色彩のものではないのかなということで、協会に属した・・・

○男性委員　　よろしいですか。

○委員長　　はい、お願いします。

○男性委員　　今・・・先生のほうからも、前回もなぜスポーツ協会、かつての体育協会ですね。が優先されてきたのか。私も30年ほど体育協会に・・・ですけども、おります。で、実はその使用料ってそこまで考えたことないんですね。今までの流れでずっときてたっていうの現状だと思うんです。で、とってつけたような理由を言うとすれば、例えば一般的に言われるいわゆるスポーツの活性化であるとか、あるいは町民の健康増進及び競技力の向上と。その競技力の向上の中には、いわゆるスポーツ

人口を広げましょうと、裾野をもっと広げましょうというのも当然入ってくる中身だ
と思うんですね。で、そのあたりを目的とした、いわゆるスポーツ協会、かつての体
育協会としての目的として、いわゆるそういう今言った活性化であったり、健康増進
であったり、競技力の向上であったりという、ある意味での何って言うんですか。先
頭に立って活動してきたという自負がちょっとあるのではないだろうか。っていうこ
とと、いわゆる一言で言うと、スポーツ振興というのを、リーダーとしての活動をや
ってきたという中での、優先的な位置にあるというふうに、とってつけた理由を言え
ば、そういう課題になるんだらうかなと思うんですね。

ただ、先ほども出ましたように、405万補助金、スポーツ協会いただいております。
余計なこと言ったらよくないの分かります。もともとは500万いただいていたん
です。それがまあシーリング、シーリングで・・・それはまあ・・・どうでもいいで
すが、そういう意味ではスポーツ協会については補助金をいただいて、ぬくぬくと活
動してきたというのは事実です。

ただそういう中で、こういう機会を与えていただいたので、先ほど局長も申された
んですけども、やはり・・・もちろん言われた中身なんですけど、やはりそれでいいの
かというあたりのところですね。考えなければならぬのかな。この会議の中心は、
とりあえず使用料云々というのが中心であろうと。しかしどういふふうにしてきたか
も・・・スポーツ協会の優先っていうのを、もう少し抑えていかななくてはならないっ
ていうのは、それはもう現状としてはしょうがないんじゃないかなというふうには思
ってます。

以上です。

○委員長　　ありがとうございます。

まずおっしゃることよく分かるんですね。ほんとは、そもそもそのスポーツ振興
が・・・されてきて、それが、そういうことが今あるんだと、いい意味でですね、広
がりを見せてきて、起こってるっていうのは・・・前向きな捉え方やと思うんですね。

ちょっと確認ですけども、先ほどの補助金です。これは基本的にはもう大会運営という形で、さっき言われたんですけど、そういうことですかね。

○事務局 はい。

○委員長 ですから、各団体、いろんなクラブありましたけど、クラブでしたかか
ね。何とかとか。

○事務局 テニス、バドミントン。

○委員長 こういう形で、全ての大会において、その補助金を使用されているとい
うふうな、そういうふうな理解ですね。

一方では、総合型地域スポーツクラブのほうは、最初から負担金をしていただいて、
その中でやりくりしているということですね。はい。よく分かりましたね。

ほか何かございますでしょうかね。

○男性委員 先ほど事務局がお話しされた見直し案の中で、総合型地域スポーツク
ラブは有料にするとか、スポーツ教室が移行したクラブの年間予約を外すと。で、黒
で書いてあった。ちょっとよく理由が分からないけど優先予約されてるところについ
ては、もう一般にすると。

結局そういう案にはあんまり賛成できない。結論から言うとね。値段を、使用料を
上げるというときは、やはり激変緩和措置ということで、やっぱりいきなり例えば1,
500円現在いるんだから、1,500円が、0から1,500円になる。200円
から1,500円だというのは、僕はあんまりよくないと思うんです。ある程度やっ
ぱりどんなものでも変化するときには、激変緩和措置って要ると思うんで、そういう
意味でおっしゃってる、そういう意味の一環で、先ほどの事務局の試案みたいなやつ
もおっしゃったのかなとは理解、私は理解できます。だけど、ことが、これよく意味
の分からない人も、予約方式も、料金も優遇されている団体があると。それがよく意
味があんまりよく分からない。一般の市民の方が作られたスポ体のクラブがやや不利
になっているというのは、これは格差的な問題ですよ。明瞭な根拠があればいいん

ですけど、よく意味が分からないのに従うという状態、それを検討するときに、そこに激変緩和措置みたいな考え方をもってくる・・・結局格差が残ったり拡大するんです。そこはね、ちょっと考えながら・・・して、基本的にちょっと姿勢が違うと思います。検討するときはやっぱり格差とか、意味の分からない優遇とかいうのをやっぱりなくしていく。それをベースに置かないと、激変緩和じゃなくて、格差が拡大します。そこをちょっと理解していただきたいなと思います。それが一点。

ただしですよ、ただしスポーツ協会っていうのは今おっしゃったように、すごく歴史もあって、これ全国にあります。私もずっとスポーツしてきたんで、すごく大会もずっと定期的にやられて、広陵町の総合体育祭なんかの大きな立ち上げやって・・・してるし、スポーツ振興のリーダー役をやってきた。これも何か先ほどごつつ謙虚におっしゃいましたけど、実質事実やと思うんです。だからそういう団体は、国が、町が助成をしたり支援をしている団体がやる大会とか、それに関わって、町が助成してることに関わる部分に関しては、料金に対して減免、0にするとか、予約を優先して取ってもらうとか、これは僕は別に格差やないと思う。

そんな考え方をちょっとベースにして、もし事務局が・・・なれるのであれば、私は委員長試案がいいと思うんですけど。ここの会に関しては委員長が広陵町で・・・岡田さんが私たちのね、委員長試案持たされて、その上でみんなで議論して、訂正するところは訂正して決めていくのが、僕は委員会ですから、委員長試案でいいと思う。

もう既に事務局のほうからこれ、値段の特定がされてます。書いてありますけどね。どれか選びましょうっていうことですから、委員長試案として、こういうのどうでしょう、こういう案でどうでしょうかっていうのがいいと思います。

そんな考え方でちょっと進めて、私はいきたいなと、いってほしいなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

○事務局 はい。今、副委員長がおっしゃっていただいたとおり、そういう考えで

進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長　とにかく私としては、いろんな話を出していくことだと思いますね。それで例えば、納得のいく形の議論をしていただいて、何よりもやっぱり住民の方ですね。利用者、利用されない方、利用される方もかなり多いんですね。というのは、反復利用しますから結構利用されてる方が決まってるような感じですから、皆さんが理解できるような形の方針と言いますか、橋を多くもってやっていくことが、最終的に納得いただけると考えています。私も無理なところもあるかもしれませんが、今回案として聞いていただいて、そこでまた詰めていっていただく。

ほんで保全等のところは、いろんな細かいこと多分あるかと思うんですね。前も話しましたけども、最終的にあったとしても、地域間でどういうふうに決めていくのかって、やっぱりこれは結構あるかと思うんですね。その地域間を見るに当たっても、例えば何て言いますかね。町によってはいろんな形で、町や市が運営しているところもあれば、そうじゃなくって民間が、いわゆるあれですね。何て言いますか。管理運営ですか。してたりとか、いろいろあるわけですね。だから押しなべてこの料金かどうかというの難しいところもあるところもあるかもしれませんが、ただ少なくともやっぱり近隣と格差というものがあっていると、いろんな古いことが起こりますので、それこそ今これ時間と一緒に・・・されてますけど、これ入る方とかいろんなところからも来られてるのが見えるんですね。ちょっと私調べさしてもらったりしたんです。直接聞いたわけじゃないですよ。そんなことしませんけれども、あれ、これ、どこのかんがいやっていうの、分かりますからね。アンテナ広げると。あれ、そこからここに来るかっていうようなところもあったりしてて、それがほんとに果たしていいのか。それがあ一方状況の、町のスポーツの活動を活性化させて、つながってるという実証がない。あればね、それはそれでいいかと思うんですけれども、その辺も含めてやっぱりやらないといけないのかなと思います。

細かいところはじっと・・・ですけれども、先ほども冒頭の話もそうですけれども、

うまく整理して行って、みんなに分かるような形でやっていただいたらと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

はい、ここ。資料ですね、使用状況ということで、ここまでいろいろ引っかかったんですけども、先ほど材料委員から話あったんですけども、ここら辺、要は受付の状況であるとか、長年ずっと体育協会、スポーツ協会が引っ張って、スポーツ振興やってきた。その流れの中で、こういうタイムスケジュールみたいなものができてる。これは別に責められるって言いますか、そうやってやってきた結果として、いろんな人が関われる。ただそれをあまりやっていくことで、隙間がなくなってきた。だから先ほど言った統合案とか出てくるのも、それは当然かと思うんですね。今まずそこやっちゃうと、全体のところの・・・だったんですね。だから大きいところまず整理していくことかなと思うんですけども。

例えばそういうところの格差をどう解消するのかとかいうのも、またそれぞれのところで案、それぞれと言いますか、先ほど統合とか言いましたけど、これできんのかなとちょっとふと思ったりとかするんですね。だから実情に合わせてやっぱりやらないと、難しいのかなと。これは私が言うのは難しいですね。統合したらいいんちゃうかという形じゃなくって、っていうのはスポーツ、そもそも自然発生的に生まれてきて、習慣も生まれてきて、そういう流れになりますから、それを断ち切るというのがどうなのか。まとめるっていうことがどうなのかっていうのは、人でないと分からないところがあるんですね。その運営をしていく人と、その整理です。そういうところもやっぱりよくやっていかないといけないので、そこは料金設定をしっかりと上で議論した上で、やってまうとかいう形がいいかと思うんですけど、よろしいでしょうかね。

ちょっと細かいところ結構あるんですが、今窓口の話になってくると、そこでもう進まなくなっちゃうんです。それが果たしてデータとしていいか。どうせ、どうせと言いますか。やっぱり考えないといけないのは、何をやっても徹底的な見直しとかっ

ていうのもあるんですね。そんな、何て言いますか、料金実際やってもらったところ、どうやったら施設の利用実態になるのかって予測なってなれる・・・思うんです。これまでやってきたやり方っていうのと全然違いますから。外から入ってきてるのもたくさんいますし、これで料金設定することがどういうふうな施設の使われ方をするのかとか、こういうこともありますよね。そこが、だからあると思うんです。だから次も、やっぱりどういう基準をもって、料金設定していくのかっていうところですかね。

で、太田さんおっしゃってることもものすごい大事なんですけども、要は長年、どっか何か分からん。言葉どうやったら難しいけれども、何かこう既得権益みたいなものになってしまってるんじゃないかってとこですよ、見てれば。それは起こり得ますよね。ただ、当の本人がそうやと思ってるわけじゃないんですね。そこら辺も理解いただいた上で、いい形で収まってほしいな。そこはなかなか私のほうでこうしろ、という話ではないと思うんです。そこら辺、ちょっと共通認識を持っていただけたらありがたいと思います。

で、私の考えていうのは、もう次のところの、どういう軸で料金を考えていくのかっていうところですが。にいくことかなと思うんですけども、ここで議論してますと延々と続きますね、これは。ですのでもしあれでしたら、次の議題いつていただく中で、方向のところ、ある程度収まりの中で、こういう話をするとかやっついていかないと、全然進まないですね、これは。と思うんです。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

委員、よろしいでしょうか。

そしたら、議事の第2号ですね。体育施設の使用料金案について、また増田課長のほうからよろしくお願いします。

○事務局 それでは料金案について、説明させていただきます。前回の資料にもつけさせていただきました、市の体育館東、西、北、真美ヶ丘体育館ありますけれども、さらに格技場、卓球場、会議室、和室というように料金設定の案を作らせていただい

ております。説明させていただきます。

まず参考資料 1 を御覧ください。別冊になります。参考資料 1、参考資料 1 です。これ開けていただけましたでしょうか。

一応こういう料金設定をするときには、4つの部類に分類されるということで、一般的な考え方を表にまとめてあります。民間事業の代替性が高いものが一番上になります。テニスコートとか・・・施設とかそういうふうなのが上の段階になります。

下の民間事業の代替性が低い、小さいものということで、小学校、学校であるとか体育館。体育館というのは一般的にはそういう民間の施設はないということで、・・・おられます。

左に行くにつれて、多くの方が、町民の方が必要としている施設。右に行くと、人によっては必要性が異なるというような施設というふうに分けられるということになります。

体育館、テニスコートについては右側、必要性が人によっては違うということで、公費負担というのが少なくなります。逆に、社会生活における必要性が大、多くの方が必要性を必要とする。多くの町民が必要とする施設については、公費負担が70%、80%の上になるという割合になります。

それが次のページになります。資料 2 を御覧ください。

前回、A案、B案、C案、D案までやらせていただきましたけれども、前回の原価計算さしていただくと、中央体育館の場合、1,516円という結果が出ました。それで一番上のA案というのが、1,500円で計算させていただきますと、公費負担のほうで0になります。

B案にしますと、1,200円。300円だけが公費負担さしていただく。

で、C案が1,000円と設定させていただきましたが、公費負担で考えますと、500円だけ公費負担。約33、34%になりますけれども。

で、D案につきましては、ほぼ半額になります。公費負担を700円だけ支払って、

収入としては800円という、半分の公費負担というような案になっております。

次のページにめくっていただきますと、民営体育館と言われる東、西、北、真美ヶ丘体育館、この原価計算をさしていただくと、609円ということで、A案については600円を最大にさせていただきますして、公費負担は0%。B案、C案、D案ということで、公費負担は順に減っていくというような資料とさしていただいております。

それではもとの資料に移ります。

こういった考えのもとで、中央体育館、民営体育館、この金額について御意見をいただけたらなと思っております。

○事務局 続けて、説明させていただきます。

次に格技場についても、今回提案させていただきます。3ページになります。これは前回出さしていただいていたんですけども、今回つけさせていただきます。それから参考資料の4、御覧いただけたらと思います。これも格技場の近隣の使用料金表をつけさせていただきます。

大体300円ぐらいから500円、・・・なった状況があると思っておりますけれども、実際には、空調設備は無料という扱いになっている自治体が多いですけれども、広陵町の場合、去年の夏に格技場を改修工事させていただきますして、空調設備整いました。電気はLEDに変えさせていただきますして、クーラーが冷暖房を10台つけさせていただきますしてしております。そこでは、コストということで、電気代がかなり高くなっております。それが資料5、めくっていただきますと、令和2年の5月から10月にかけて、改修工事を行いました。令和元年度は、まだクーラーついていない状況でしたけれども、令和3年度クーラーをつけて、利用していただいているということになりまして、やはり7月ピークは元年と3年では、10万近く差がついております。それが次のページの棒グラフにさせていただきます。6番、資料6になります。

やはり快適であるということもありまして、7月ピーク8月もですけれども、かなりの金額がかかっております。

現在のところ、・・・については無料ということでさしていただいておりますので、それについてもちょっと検討していただけたらと思っております。

次の卓球室ですけれども、これも五、六年前ですかね。空調設備をしていただきました。ほかの近隣の施設の状況もつけさせていただいておりますけれども、大体1時間というよりも、1台単位っていうのが多ございます。

今、広陵町の卓球室には卓球台4台ございますので、1台当たりの金額で設定していただければと思って、提案させていただいております。

次の4ページになります。真美ヶ丘体育館というのは、管理室、和室っていうのがございまして、それぞれ施錠できる施設というふうになっておりますので、この際、会議室、和室のほうにも、今無料ということなどで料金設定を考えておりまして、新たな200円、100円、50円というような提案で、さしていただいております。これについても空調はございます。今は無料ということで、利用していただいているという・・・です。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。何点か確認ありますね。各自言いますか。これも今格技場であるとか卓球室と、いろいろ出していただいているんですけども、会議室まで。これも前と同じように体育館のほうに原価計算をした上で、当然算出されてるんですかね。

○事務局 この格技場、卓球室は、原価計算はしておりません。面積割で大体計算さしていただいているだけなので。

○委員長 前の原価は、体育館全体ですか。

○事務局 アリーナの面積入れさせていただいてまして。

○委員長 それと格技場は全然意義が違うわけですからね。

○事務局 そうということです。一応…

○委員長 どれだけかかっているかっていう、例えばいろんな品目ありましたけれ

ども、原価が。それはどう・・・できるか難しいですかね。体育館、アリーナとか、体育館のところと格技場で、人件費とか書いてありましたけど、割れませんか。そういうふうなこともあるんですね。

○事務局　そうですね。なかなか電気代でも、格技場に使っている電気代と、中央体育館に使っている電気代っていうのは分からない。

○委員長　分からない。

○事務局　で、今こうやって心配していただいているのは、クーラーをつけた段階からの計算になりますんで、多分これが上がったのは、格技場の電気代であるというような形で、推定でさしてもらってます。

○委員長　そこ多分大きいところだと思いますので、体育館のほうの計算と、同じ共有するものがあるとちょっとややこしいなと思ってて、何らかの形で整理する必要があるかなとちょっと思いました。

これ、緑で、先ほど説明よく分かって、基本的には一般的にこういう形で決められていると思います。・・・使い方いろいろあるんですけども、基本的にはこの・・・形で進められてるのかなと思います。

前は、使用状況ですか。っていうことで、負担を公平にしていきたいと思いますという議論やったんですね。その中で、していこうというふうなことで、終わったんですけども。

今回もう1つ軸が増えとるわけですね。どっちかな。縦の軸ですね。Y軸ですか。のようなことがあって、これは上にいくほど私益性って言いますか、それが入ってるんですね。下にいくほど公益性が高いっていう。で左が必要性です。生活に必要なもので、右側が個人の選択肢で利用する。そういうサービスだという位置づけで、4つにまとめていただいたっていうことですね。だからこれを見ると、左の下にいくほど公共性が大きくなると。右の上はそうなっていくんですね。ただここに書いてある・・・例示されてますけども、それがどうこういうのはまずおきまして、ただこういうの・・・

考えられたということなんですね。

それで施設がそれぞれどこのところに位置づくのか。その先ほどの真ん中のほうにいくこともあるわけですね。内容によっては。そういうことですね。

そういうふうなことで、例えば会議室なんていうのはどこなんかって。体育館の卓球室なんていうのは、格技場っていうのは、いわゆる体育館の一般的なバレーボールとかバドミントン使うものとの性質、どう違うんかっていうことになるわけですね。それを踏まえて、案A、B、Cですか。どういう受益者負担割合にするのか。こういう話やったんですね。

ということは、これ私気になるんやけど、この格技場、色が緑になってて、っていうのは、緑の範疇だというふうなイメージですか。

○事務局　いえ、そういう意味ではないです。

○委員長　そういうイメージではない。資料も結構気をつけてほしいと思うことが時々あります。これ、あとは紫ですね。性質が分かってあるんやなあと思って。もしかしてこれ会議室って例えば、どういう使い方するかって分からんけれども、広陵町の案ですよ。一般的な公衆の会議を、そういうところでやりますってなってきたら、右のほうを・・・ですね。だからそうなりますから、資料もちょっと気をつけて・・・

一般的にはそういう見方ですけども、ただこの負担割合どうするのかっていうのは、多分自治体によっていろんな考え方があるし、まちとか市の規模とかありますし、その町とか市がやってる政策ですね。健康面とかスポーツ振興であるとかいうのがあったりするんで、一様ではないですね。いろいろ見たんですけども。で、そこはあるんですけども、広陵町としてそれをどうしていくのかっていうのが、独自の考え方を入れていくことかなと思うんですね。もちろん一般的に全国でやられている決め方、大体基準こうなってるよっていうのを見ますけども、場合によっては違ってきますよね。

例えば公営の住宅っていうのは、これ体育館とかスポーツ施設関係しませんけども、

それもやっぱり左に行くものがあれば・・・こともありますし、下に行くこともありますし、右に行くこともあるっていうのもありますので、こういう施設だったとしてですね。だからそういうのがあったりするので、そこはやっぱり町としての政策であるとか、いろんなことと関係してくるので。

あと、高齢者とか子供さんとか身障者の方とか、こういうのは特に議論ということになってくわけですけど、まず基本的にどうするのかっていう案を示していただいたと思います。

で、こここのところで、十分な議論が必要だと私は思うんですけども、皆さんのところで御意見とか疑問、質問等がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

だから1、2、3、4の4つの証言ありますけども、割合が負担割合っていうものが、簡単に見てまあまあ左上と右下っていうのは大体同じようになってくるわけです。で、右上と左は、反対になってくる。そういうふうな計算になるんですけど。例えば、右の上が仮に100となれば、反対は0です。70となれば30というような・・・の見方ですね。パーセンテージどれぐらいになるかっていうことやと思うんですけども。あと真ん中あたりいっぱいくるのはありますので、これをどうするのかっていうのは、そこですよ。

で、私前回申し上げたのは、やっぱりそれを中央体育館というところでしっかり決めたら、あとの議論は何とかなると。まず大きい意思を詰めていこうというわけです。そこをやらないと、細かいことに入っていかなくなりますので、よろしくお願ひします。皆さんの御協力を。もちろん意見出していただいたらいいんですけども。

○事務局 岡田先生から御意見をいただいておりますので、代読をさせていただきます。

今回都合により、欠席されておられます岡田委員が、12月22日に今回も来られまして、この会議に・・・してほしいということで、お伝えさせていただきます。

施設の原価計算、中央体育館、1時間1,516円は了解する。

体育館は、選挙の投票場や災害時の避難所等としても使用する、町としてもなくてはならない施設であり、必要経費の全てを使用者が負担することにはならない。町の公共施設として、3割程度は税負担として全町民で負担し、残りの7割を受益者負担とする。これにより、受益者負担分は、1時間当たり1,000円とする。

広陵町の町民が利用する場合は、自治基本条例第6章の理念に基づき、町は全ての町民がスポーツ活動に根づく生活を営めるための環境整備を図るため、また利用者は自らの技術や体力の向上にととまらず、習得した技術や知識の成果を、まちづくりに生かすために、町が行うスポーツの活性化やスポーツを通じての健康増進活動等に積極的に協力することを条件として、使用料の2割を減免とする。

減免を受ける条件や、町が行う上記の施策に積極的に協力している団体等か否かを、毎年審査機関（スポーツ協会等）が厳格に審査して、決定する。

これにより、上記の審査に該当する広陵町のスポーツ団体や、広陵町民の使用料は、1時間当たり800円とする。

という御意見をいただいております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

岡田委員は、この資料見た上で、話されてるんでしょうね。

○事務局 いや、まだ資料は見ておられない状況。前回の資料を基にされております。

○委員長 ああ、ほんなら前回。前回岡田委員のほうから、スポーツ協会だとか、当然話してくださった・・・ありますけれども、書いていらっしゃるなっていうところが。単に私のほうが、まあこれもこの資料、まあ合ってますよね。うまく合ってるなと思ったんで。

ただその何割程度と書いてるところですね。今決めないといけないのは。これが100なのか70なのかとか、そこですよ。ぶっちゃけこれ、どうやって決めるのかっていうのを、これはそれぞれの利用されている方の御意見っていうのもものすごく

大事なのかなと思います。

で、岡田委員が最後に審査機関の話されてる。これも結構やられてるところあるかなと思うんですね。例えばこういう形で、その代わりそれをある程度のところは公開しないといけないと思うんですよ。だから料金のことですから、どういうふうな形の使われ方したのかっていうことで、公開する必要ってというのは出てくるのかなと。今どきですからね。私、これ・・・そこも含めて考えて、何%の割合なのかっていうことを決めていくことかなと思いますね。

○男性委員　非常によく考えられた御意見やと思います。ただまず1番の、1番、1と2ですね。原価計算は了解する。する上で、3割程度は税負担として、全町民で負担し、残りの7割は受益者負担とする。この考え方も理解できますが、原価計算ってあくまでこれランニングコストなんですよ。ですね。施設の維持管理費とか、多分将来建て替えもせなあかんやろうし、全面改装もせなあかんやろうし、そういう本来の意味での施設の維持管理費に入っていないので、僕はランニングコストは受益者が負担する。で、ここに書いておられるように、選挙の投開票場や災害時の避難所等としてもということも、これも当たり前のことですし、スポーツ振興ってというのは全町のためにもなるので、建物の改修費とか維持費まで、その受益者が負担するっていうのは、ちょっと僕はいき過ぎやと思います。全町民の資産でもあるわけですから。

だからランニングコストは本来原則はね、原則ですよ。原則はやっぱり受益者負担は・・・と思います。ただ、先ほども言いましたけど、物事には激変緩和措置っていう考え方が絶対要るので、とりあえずいきなり全額利用者負担ですと、ランニングコストがっていうのは、ちょっとそれは現実に合わないだろうなとは思ってます。

それとあと、次の点が非常に、次の点と次の点に関わるんで、これ非常に悩ましいんですけど、広陵町の町民が利用する場合は、ほんであと積極的に協力することを条件として、2割を減免する。まず広陵町の町民が利用するって難しいんです。これ体育館って団体で使用するじゃないですか。で、1時間幾らとかって決めるじゃないで

すか。団体の中に町民と町民以外の人いらっしゃるんですね。多分ね。町民だけ2割ってどんなふうにしてそれ、例えば町民と町民でない人のクラブの構成員のリスト出していただいて、町民の人が半分いてはるから1割減免やとかするの、非常に複雑ですよ。で、広陵町の施設が非常に安いとか0やとかってということがいきわたりますから、町民以外の利用結構多いらしいんですよ。これを元にも戻せば、案外減るか分からないし。だから先ほど言うたように技術的に、非常に町民を減免するっていうのは、技術的に非常に困難であるというふうに、私は思います。

例えばあるスポーツクラブがあって、広陵町民はもう来るなど。広陵町民だけのクラブにするんやって、それは簡単ですよ。でもそんなことできるわけじゃないですよ。だからそれぞれのクラブの方の友人も来られるわけやし。だからその減免の仕方が物理的には不可能に近いというふうに感じてます。

それと、その下、後段にある、町が行うスポーツの活性化やスポーツについての健康増進に積極的に取り組む、これも誰が積極的に協力したって判断するんやと。またまたこれ難しいね。あんまり最後、後段のほうのは800円にするというのはそういうような理由で、あんまり具体、あまり現実的ではないなど、そういうふうに見えます。やはりどっかでぱっと線を引いたほうがいいと思います。私はそう思います。

○委員長　むちゃくちゃこれ仕事が大変になりますね。この、確かに。

3つ目ですね。今、まさにそのとおり。それで激変緩和措置っていうのが、ちょっと答えが出ましたね。これ急に今のところでやるっちゃうのは、委員の皆さん方もね、どういうふうにしてこういうことを、それぞれの方へ全員に対して伝えていくかということを含めて考えて、やっぱりうまく取り入れていく、いかれる方法っていうものを考えていくことなのかなと思いました。そう考えます。私の考えですけどね。

田中委員、こないだ3つ目のところですか。多分関係することをおっしゃったような気がしましてね。広陵町の人にとってもらったらとかいうふうなことですね。だか

らそういうふうなことも、当たり前になり得るっちゃ起こり得るのかなということですね。だからあまり解決にならないのちゃうかというふうなことですね。

岡田委員がおっしゃってるのはそのとおりなんですけども、実際にこれをどういうふうにして実行するのかって考えたときに、現実的なのかどうかっていうことかなあということですね。

皆さん方、どうでしょうか。そういうの含めて、何かどれぐらいの使用料にするのかな、やっていく必要があるのかなと思うんですけどね。いかがですか。

○男性委員 言われるとおりにだと思います。0円を1,500円にするって、こんな極端なことはもう絶対考えられない。で、そういう意味ではもう単純に考えたら、私はもうDかCかっていうふうには思ってるんです。

○委員長 D、Dですか。Bですか。

○男性委員 D。

○事務局 D、一番下ですね。

○男性委員 まあ半々程度で、受益者負担も・・・上で100円ですか。単純に、何も状態考えないっていうたら、今までの0からの状況を考えれば、無難か分からへん。Dかなと。まだ理解を得られるのかなと。

○委員長 この右、この座標の第4焦点に今、確か、これ今仮説ですね。これ恐らく書かれてるのはね。例えばこういう感じ・・・なりますけど。で、こうなってきたら右の下って何かっていうときに、パーセンテージにすれば100よりかは真ん中とかぐらいですか。地域、自治体によってこの算出はいろいろあるかと思うんですけども、そんな感じに見えますね。

で、そういったところで、今委員のほうから50%案っていう、50%なんですかね。半々ぐらいかなというふうな意見なんです。はい。いかがでしょう。はい。

○女性委員 私もD案でいいのかなと、・・・関しては思うんですけど、この・・・上、先ほども資料にあったんですけど、電気代もかかっていたりとか、もともと10

0円っていうの電気代で施設料としてとってますっていうことだったんですけど、ただもう冷暖房だったり、空調施設もついて、その半分・・・行われるっていう環境になりながら・・・っていうことも、っていうのも考えたら、この体育館利用料をいきなりA案とかにしてしまうっていうことではなくて、アリーナとかはD案で提案して、今まで無料だったところに・・・お金ってかかっているんだなっていうところで、そういう割りの負担していただくっていうところで考えたら、皆さん・・・じゃないのかなと思います。

○委員長　　いかがでしょうか。

○男性委員　　ちょっとまだ分かりにくいのは、出されて、どれ選択しますかっていう部分がない部分があって。例えば今の現状の中で、基準的なこと・・・っていう・・・からのどうしていきましようか。信用できる・・・思うんですけども、・・・分からへんけど、今の現状やからっていうことになると、先ほどの第1案のこの案件の部分で書かれてるねんというふうになってきたときに、例えばこの減免のやつは見直されて、例えばスポーツ協会と半分負担できませんかとかってなったとしたら、これもっと減るんじゃないかなっていうか、一般の人の使用料金が100円とか200円に減っていくのかなと。

・・・で、それは置いていて、これはこれでやっというて、で、その辺のところはまた後で、後になつて・・・ちょっと僕の中で整理がつかなくて。並行でいったときに、もしかしたらもう少し今例えば・・・委員が言われたように、やっぱり200円から800円になって600円上がったら、結構な負担やというか、心理的に大きいなと思ってしまうので、これが・・・とでもなれば大分違うんかなとか。大分、ちょっと上がったかなぐらいに感じる・・・それぐらい要るよな、ぐらいでおさまるんやったらええのかなと思ったりもしてるときに、ちょっと・・・ところがあって。そういう案の・・・もっていったらいいのかっていう考えがつかへんところが。その辺は一緒にしたらあかんのかなというふうに・・・置いていて、これはこれで、例えば公

費負担と受益者負担だけで判断していったら、進めていかれるのか。自分らが・・・それとももしかしたらもう少しいろんな部分のもうけじゃないけども、・・・いったら、もう少し・・・E案ぐらいはあるのかなという感じでね。ここは事務局から出てきた案の中から選択というのはまたおかしいかなと思って。自分の中ではEなんかあるのかなと思ったりしてるので、ちょっと皆さん、どうですか。・・・ですけど。

ただやはりこの辺は、自分の中でもいろいろ意見聞きながら・・・

○委員長　これはほんまにいろんなところ、実際に体育館どれだけの負担率かっていう、いろんなデータで取って、これは決めかねる。難しいですね、なかなかね。その中で出させていただいてたと思いますが、例えば3割のぐらいのところから考えてるところが実際あったりとか、で、下の右の第4の場合です。第4つ目の証明の前の3割ぐらいか、7割ぐらいとかね。もうこれもほんまにその地域の中で位置づけられて、確かにそう考えたときに、例えば3割、今委員がおっしゃった3割になってくると450円になるんですか。とかいうふうな案もあったりとかっていう、ね。あるわけですけども、ここ、それから激変緩和措置というような側面も含めて、どこら辺のところか応じてもらえるのかな。

それから、本来的にこういう料金って、しっかりとやらないと、回収とか今後ものすごい・・・大変なことですね。それと分けて考えるということもあるのかもしれないけれどもね。今おっしゃったように。そういうことも含めて、これ考えていかないと、この料金っていうのがね、定まらないのかなって思うんですけども、このあたりが意見、もうちょっと欲しいですね。

○女性委員　この・・・私も一番最初に意見さしてもらったのが、やっぱりこれ見せられたとき、最初の資料、一番最初の人に提示された資料なんですけど、これ見せられて、じゃあ料金って言われてもっていうお話はさせてもらったと思うんですけど、まず委員長おっしゃったみたいに、その料金からこっちのほうに回って話を続けるのか、でもこの会議自体は、まずは料金のほうを重点的にしましょうということ

あれば、先に料金の話をして、その体育協会なんかにしても、どう整理したらっていう、まずどっちの・・・からやっていくってことになってくるのかなと思ったので、まあ私はちゃんと議案できて、提案をさしてもらったんですけど、私も委員さんがおっしゃってること、すごく分かるんで、私としてはもちろん第一希望としてはこっち先整理してよってというのが、本来です。正直使用状況、こんな状況で、料金どうのこの言われても、それこそもし今・・・

○男性委員　　こっちってどっちですか。

○女性委員　　だからこの使用をされてる方、年間の利用料を支払いをせずに・・・

○男性委員　　減免の問題。

○女性委員　　そうです、そうです。減免をされてる方たちも、こういう状況を今、公に明らかにした場合に、こういう団体がたくさんいる中で、じゃあ使用料金、話しましょうって言われても、私は最初は納得できませんってお話をさしてもらったけど、まあ議会がどうかこうとかっていう状況もあるんであれば、先に使用状況云々が分かって、その使用料金というところを設定してから整理するっていう方向で話をしたいってほしいということなのかなと思って・・・

だからニシさんがおっしゃった・・・よく分かるんで、こっちの使用のうちの減免のマニュアルを整理すればもちろんいい・・・出てくるんじゃないのかっていうのは、すごくよく分かります。

○事務局　　失礼します。いろいろと議論いただいている中で、事務局としての、これ何も強制ではございませんし、こうしてくれというような、あくまでもお願いの一環としてお聞きいただきたいわけなんですけども、まず今そういう御議論を聞いておきまして、まずやっぱりいわゆる利用料のほうを整理せんと、あといわゆる減免とか使用の仕方によって、2分の1するとか3分の1するとか、その辺のところもやっぱり金額的なイメージがなかなかわからないと思うんです。

で、私ども、これA、B、C、Dを一応たたき台として、出さしていただいた。こ

の原価計算、原価の考え方ももちろんいろいろありますけれども、一旦このような金額の中から、利用者目線に立ってと言うたらちょっと言い過ぎかも知れませんが、ワンコイン、1,000円とか、その半分であれば500円とか、ワンコインぐらいが理解を得られる限度であろうというようなことも、内部で一応検討はさせていただきました。

ただこれによらず、E案もありやというの、これもよく分かります。ただ今こういう利用料を決めても、近隣よりもやっぱりまだ安価であるというようなところもひとつ、何かしても根拠に基づく、事実に基づくそういう意見ではございませんけれども、ワンコインもしかりでございますけれども、そういうふうなところからたたき台として、御提案をさせていただいたというところでございます。その辺はちょっと御理解をいただきたいと思います。

で、いろいろ御意見あろうかと思いますが、まず利用の料金的なものを決めたほうがやりやすいのではないかとと思います。これ事務局としての、あまり議論に口を挟んではあきませんのやけども、そういう感覚でちょっと御発言させていただきました。以上でございます。

○委員長　これはあくまでも、案で4つ出していただいているのは、議論深める時期だと思います。で、今西井委員からそうですし、太田委員からもこういう話いただいて、これ以外に考え方、これ決めるときに、やっぱりいろいろ審理が入るとなかなか決めかねない、決めにくいところがあったりとかして、・・・そういうことでいろんなこと考えて、この案を悩ましく考えていただいているんだと思いますけれども、今ワンコインっていうお話されたんですけども、例えばそれでもそのワンコインで迷っている・・・といった場合に、近隣との格差が生じるっていう、普通は・・・しますよね。

結構それは大きいんですね。四角のところとのそのバランスって言いますか、今これやってるのは、何のバランス、受益者負担等々税金ですわ。ある意味でね。税金とそのバランスやってるわけですけども、もっというと地域との格差で、これが大き

くなると、水は高いところから低いところに流れていくって言いますか。また同じことの繰り返しなだけです。だから最終的に、その地域の地域性って言いますか、周りのところでも・・・していくということになるわけですが、その代わりにこのD案っていう場合で、例えば・・・という33%ですね。で案を出したときに、ちょっとどうかっていうことですね。

皆さん、そういうふうなことのようなんですけれども。はい。

○男性委員　すみません。これ、委員会やった理由自身がですね、やっぱりいつまでも減免とか200円、100円とか、他市町に比べて極端に安いってということによる財政負担とか、あるいは体育館とかを利用されてない方が、町民で言えば95%ぐらいになります。使ってる人が5%いるかいらないかなんですよ。そこはやっぱりバランス考えな駄目やと思います。で、そのランニングコスト誰が負担してるんですか言うたら、町民全部で負担してるわけですからね。

だからこの委員会の構成の最初に僕思ったんですけど、利用者の方とかスポーツ協会の方とか、ちょっと関係者が多過ぎるんですよ。ここに体育館を全く利用したことのない普通の方が、それが圧倒的に多い方ですよ。が委員で、例えば半分来られたら、これ資料見ただけで、もう全部負担さそうよってなりますよね。みんな立場があるんで。

だから事業者サイドからとか、協会サイドのほうからあまり一遍に上げてしまうと、原価全部となると、やっぱりなかなか受け入れがたい。それはよう分かります。人情として。そういう議論をしてたら、何か利害調整してる場みたいになってしまうでしょう。これは町の正式な諮問機関ですから、やっぱりもうちょっと公平な目で、町全体にとって、で、利用者の利便、町民だけが使いたいとか、そういう支援ってどうなのかということやらないと駄目ですよ。

で、ものすごい簡単に言いますと、町内条例があるじゃないですか。利用料金の。減免についても条例があるじゃないですか。条例どおりやったらいいんですよ。簡単

なことです、結論だけ言うと。そうすると他の市町村とほぼ一緒になります。そうすると皆さんから言うと、これ1,500円やないです。もっと上がる。上限はあるんですよ。よく分からない理由で、よく分からない理由で条例にあるので、それを無視して、100円とか200円という条件で長年やってきたという慣例が、それから条例を無視して、特定のクラブとか、よく分からない・・・で0円でやってきたとか。それが実情なんでしょう。

だから原点に戻って、正式な諮問委員会ですから、利害調整する場じゃないので。どういう考え方で、この議論を進めるんだっていうことを明確にしないと、こんなまとまりません、はっきり言って。委員長、僕大変や思って、さっきから思ってるんですよ。

要は、条例があるけど、そういう形で具体的にやってきたということに対して、少なくともランニングコストは受益者負担っていうことで、見ようじゃないかと。それが僕、1つの方向やと思うんです。そこを無視してしまうとね、E案だ、F案だとか言い出したら、そりゃ安い。使う方は安いほうがいいに決まってるわけですから。そんなんでは、それでは諮問委員会の意味がないです。それが1つですね。

ただし、最初に言ったように、激変緩和措置はあるよね、と。そこ1つは原則・・・と思うんですね。

もう1つは、・・・より近隣より、極端に安い。この現状をどうしようかという、こういう議論がね、だからできたら委員の皆さんは、ややちょっと自分の立場、ちょっと横に置いといて、町民全体、町全体考えたら、町財政のほうを考えたらどうあるべきなのかというのは、ちょっと公平な立場で、自分の理解で話すんじゃないかと、でないとまとまらないように思います。

それともう1つの指針は、理由がはっきりしない優遇はやめようと。こんなことはもう世の中の流れですよ。そこを、そこも私大事やと思います。2つしかないと思うんです。ランニングコストの受益者負担をどう考えるかということと、理由のない

優遇ははっきりやめようということで。僕これ2つセットやと思ってます。どちらか優先度が、どちらか先やるんじゃないくて、セットでやと思っています。

以上です。

○委員長 副委員長から意見がありましたけれども、どうですかね。

そろそろこれ、町のホームページで私も確認して、足元見ないと、しっかり確認したので、この施設を利用する人と利用しない人を公平にする覚悟で、と書いてあるわけですね。で、その中で、我々が話考えてかないといけないっていうのが、副委員長がおっしゃってることかなと思うんですけれども。

人によったらいろんな意見がありまして、例えば全額負担ですっきりするというのを言われる人もいます。実際のところ。で、前回のところでは、そんな雰囲気、しかしどうかなという・・・やったというふうに私は理解してるんです。その中で一般的なルールということで、2つの軸でこういう案を出していただいて、ここまで詰めてきたことやと思うんですけれども。

あとこの案を、どういうふうにするかっていうことですね。

何かお知恵ありましたらと思うんですけれども。

○男性委員 私はもうこれ3回やって、事務局の方ね、ほんとに苦勞されてね、全部新しく作られた資料ばかりですよね。今まであった資料のコピーじゃないんで。すごく調べられて、すごく努力されて、何とかみんなが納得できる方法にもっていきこうという努力されてたことも、ほんとによく分かります。で感謝もしたいと思いますので。もう3回、ほぼ週も出尽くしたかなと思うので、私としては皆さんの意見も大分出ましたので、次回ぐらいに委員長からちょっと試案を出していただいて、で事務局からやるんじゃないくてね、事務局はこれはA案、B案、C案って出てましたね。こんなんを参考にしながら、委員長試案いうのを出していただいて、それで良とするか修正あるのかとか、そういう議論を具体的にしたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

それと3月議会で岡田議員が話ありましたけども、個人的には3月議会は僕は早いと思います。協会の、今までやっぱり活動されてきた方たちに周知する時間も要りませんから。なるべく変えるときはやっぱり納得っていうのは、とか理解っていうのはすごく大事やと思うので。6月議会ぐらいで出そうかな。個人的にはそう思っております。よろしくをお願いします。

○事務局 委員長、副委員長、あと委員各位からいろいろと御示唆いただいた流れの中で、事務局のほうもそのように受けとめをさせていただきたいと思います。

やっぱりランニングコスト、それと社会保険であっても、社会保障であっても、やっぱり税とかを負担していただく場合については、激変緩和というような時代の流れがありますので、そのような形も取り入れるというところで、今副委員長からもありましたように、委員長として、案と言いますか。それをお出しをいただくというところで、事務局としてはほんとにありがたい限りでございます。

で、これ条例に基づくその諮問委員会ではございませんのやけど、やはり最終は、時期的なものは6月議会になるとしても、最終はこの委員会としての意見と、意見書というような形をいただいて、進めるのが一番いいのじゃないかなと考えております。

そのようなところで、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

最後に私のほうであれですけど、・・・はっきり言ってですね、これパーセンテージっていうふうなことですか。相当精査してもなかなか出てこないですね、これは。そこで私なりの形を示さしていただいて、その後の激変緩和措置ということですか。等々を加味いただく。加味していただく。で、議会へと上程していただく。議会のほうで最終的に折り合いつけていただくという形ですね、最終的には。そういうふうな形になるかということで、私も理解しましたので、これでよろしいということですね。

そしたら、議題ここまでにしてですね。

○事務局 はい。

○委員長　そしたらその他、事務局のほうからよろしくお願いします。

○事務局　それでは事務連絡ということで、次回の第4回の検討委員会の日程をちょっと決めて、この場で決めさせていただければと思っております。

1月の日程で、よろしいですか。1月。中旬から下旬で、今調べていただければありがたいです。

○委員長　例えばですが、1月の21日、午後なんですけれども。

○事務局　すみません。委員長、この日第30回の人権と部落問題の文民集会というのがここでございまして、ちょっとできれば避けていただければと思います。

○委員長　19日水曜日の午前中、いかがでしょうか。

○男性委員　私大丈夫です。

○事務局　すみません。この日、臨時議会が、臨時議会が入っております。否定ばかりしてすみません。

○委員長　ちょっと先になりますね。例えば、次の週の26の水曜日。それだったら。27日の木曜日、午前だったら。1月27日。

○男性委員　あ、空いてる。

○女性委員　空いてる。

○事務局　27日午前であれば大丈夫でございます。

○委員長　よろしいでしょうか。各委員。そしたら1月27日の同じ時間、10時からということで、よろしいでしょうかね。

岡田委員は。

○事務局　はい。こちらから連絡させていただきます。

それでは1月27日、公民館のほうも空いておりますので、この同じ場所で開催させていただきたいと思っております。

○委員長　よろしいですか。

そしたら長時間にわたり、お疲れさまでした。また今年も終わりますけれども、あ

ありがとうございました。また次もよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。